

平成25年 10月



SOMPO
JAPAN

NKSJグループ

傷害総合保険（役職員包括団体傷害保険特約・就業中のみの危険補償特約セット）

BEST WORK

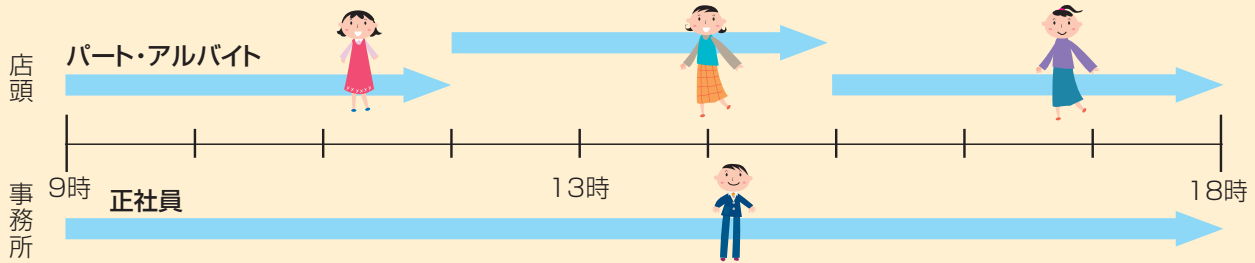
(ベストワーク)



「賃金総額」をもとにした合理的な契約方式!

合理的な保険料でパート・アルバイトもまとめて補償!

正社員・パート・アルバイトが入れ替わり勤務する場合 (小売店の例)



従来方式

正社員・パート・アルバイトの総人数に基づき保険料を計算

正社員
保険料

パート
保険料

アルバイト
保険料

総人数に応じた保険料

うちは短時間で入れ替わるパートやアルバイトが多いから、「BEST WORK」だと、無駄がなくていいね!



賃金総額方式

正社員
保険料

パート
保険料

アルバイト
保険料

支払い賃金に応じた保険料

NEW

賃金総額に基づいて人数を算出し、保険料を計算

合理的な保険料

ご契約から保険期間終了まで面倒な手続きは不要

従業員の入れ替わり、人数の変動による手続きは不要!

従業員の方が退職・入社で入れ替わった場合や、曜日や季節等によって従業員数に変動があっても安心!
従業員数の通知等の面倒な手続きなく、全ての従業員の方が自動的に保険の対象となります。 ※ご希望により役員の方も保険の対象とすることができます。

契約手続きは簡単! 医的診査・健康告知も不要!

役員、派遣労働者、構内下請負人の方も保険の対象とすることが可能! (オプション)

賃金総額の変動による保険料の請求・返還手続きは省略可能! (オプション)

「保険料確定特約」をセットすると、ご契約時にご負担いただく保険料を確定することができます。

保険料確定方式 (オプション)

保険料確定特約をセットしない場合

満期時に保険期間中の実績 (賃金総額) に基づいて確定精算 (請求・返還) の手続きが必要

保険料確定特約をセットした場合

- ・確定精算 (請求・返還) は不要
- ・契約時にお支払い保険料が確定

「保険料確定特約」をセットし、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の実績 (賃金総額) に基づいた保険料をお支払いいただくことで、保険期間終了時における確定精算手続きが不要となります。

- ご注意**
- (1) 保険契約満了時 (満期時・解約時) に確定精算手続きによる保険料の請求・返還はありません。
 - (2) 保険期間中の実績 (賃金総額) が、前年度と比較して減少した場合であっても、保険料は返還されません。
 - (3) 一度本特約をセットされた場合、以降の継続契約に対しても本特約が継続してセットされ、削除することはできません。
 - (4) 保険期間中途での本特約の削除、保険金額の増額・減額、補償種類の追加・削除等、ご契約内容の変更はできません。

従業員をしっかりと守ります!安心の補償!

業務上の事故によるケガをしっかりとサポート

役員、従業員の方々の業務災害や通勤災害に対する補償制度として、福利厚生制度の充実にご活用いただけます。

- ① 入院・通院に対して1日目から保険金をお支払い!
- ② 万が一の長期療養にも安心!最長1,000日の入院補償!
- ③ 短期の入通院にしっかり備えたい「入通院14日間2倍支払特約」!(オプション)
- ④ 重度後遺障害で所定の要介護状態になった場合に備え「介護補償」!(オプション)
- ⑤ 炎天下での業務災害に備え「熱中症危険補償特約」!(オプション)

スピーディーな保険金のお支払いが可能!

政府労災保険の支払認定を待たずにスピーディーな保険金のお支払いが可能です。

法人が契約者となる場合、役員・従業員全員または従業員全員のためにご負担される保険料は全額損金処理が可能です。(平成25年7月現在)

(注) 今後法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

保険金お支払い例

ご契約条件(保険期間:1年間)

保険金額	
死亡・後遺障害	1,000万円
入院保険金日額	6,000円
通院保険金日額	3,000円

営業車を運転中、交通事故により負傷。脊髄損傷により長期入院(1年間)し、その後、30日の通院治療を受けた。
また、神経系統の機能の障害(事故の発生の日から180日目に医師より後遺障害第2級と判定される)が残った。

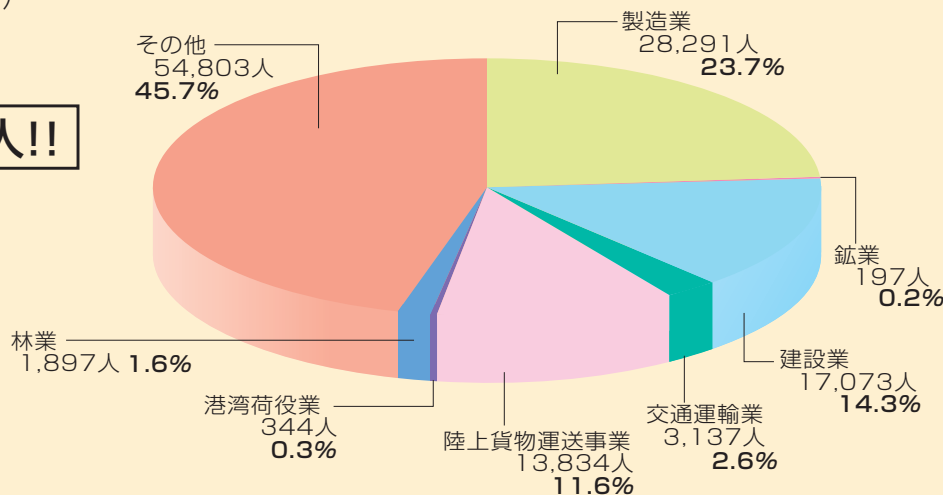
入院保険金	6,000円 × 365日	2,190,000円
通院保険金	3,000円 × 30日	90,000円
後遺障害保険金	1,000万円 × 89%	8,900,000円
合計		11,180,000円

労災事故はこんなに起こっています!

■死傷災害発生状況(死亡災害および休業4日以上)

(平成24年、厚生労働省調べ)

合計で約12万人!!



ご契約に際しては、保険料計算の基礎となる賃金総額の確認資料(「労働保険概算・確定保険料申告書」「法人税、所得税の確定申告書等で総賃金額が確認できるもの」「役員報酬手当等及び人件費の内訳書(法人税申告書に添付する勘定科目内訳明細書の一つ)」「賃金台帳」の写し等)をご提出いただけます。

お支払いする保険金

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、就業中^(※1)に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※2)をされた場合等に、保険金をお支払いします(「病気」は保険金のお支払い対象とはなりません。)

(※1)就業中とは、被保険者がその職業または職務に従事している間をいい、通勤途上を含みます。

(※2)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。また、熱中症危険補償特約をセットされた場合は、日射または熱射による身体の障害も含みます。

(注)保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激」とは 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは 「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、日射病、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

1 死亡された場合<死亡保険金>

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

$$\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$$

2 後遺障害が生じた場合<後遺障害保険金>

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

(例)両眼を失明した場合……………100%
1 上肢をひじ関節以上で失った場合……………69%
1 眼の矯正視力が0.1以下になった場合……………20%

$$\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$$

3 入院をされた場合<入院保険金>※入院1日目から補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

$$\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(1,000日限度)}$$

4 手術をされた場合<手術保険金>

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。

- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)
- ②先進医療に該当する手術^(※2)

$$\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10\text{倍(入院時)} \cdot 5\text{倍(外来時)}$$

(※1)以下の手術は対象となりません。

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、拔牙手術

(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。

5 通院をされた場合<通院保険金>※通院1日目から補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

$$\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$$

(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。

6 要介護状態になられた場合<介護保険金>(オプション)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。

$$\text{介護保険金の額} = \text{介護保険金年額} \times \text{要介護期間(年)(事故の発生の日から181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間)}$$

7 傷害医療費用保険金支払特約(オプション)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を要した場合、被保険者が負担した費用^(※)のうち社会通念上妥当と認められる金額を、傷害医療費用保険金の保険金額を限度としてお支払いします。

(※)以下の費用をお支払いの対象とします。

- 公的医療保険制度に規定する一部負担金
- 医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担した一般室との差額(いわゆる「差額ベッド代」)
- 家事従事者である被保険者が入院している期間中に雇入れたホームヘルパーの雇入費用
- 入院、転院および退院のための交通費
- 入院時の食事療養および生活療養のうち食事の提供に要する費用
- 先進医療に要する費用 など

8 休業保険金支払特約(オプション)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能^(※1)となった場合に、就業不能期間に対し、180日を限度として1日につき休業保険金日額をお支払いします。ただし、平均所得日額^(※2)を超えては休業保険金をお支払いできません。また、所定の条件を満たす脱臼・骨折の場合は、被保険者からの事故の発生の日からその日を含めて60日以内の申し出により、休業保険金に代わり、休業一時金をお支払いすることができます。

(※1)被保険者がケガをされた時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っていると認められる状態をいいます。ただし、次の①~④のいずれかに該当する場合は、就業不能とはみなしません。

- ①被保険者がケガをされた時に就いていた業務または職務の一部に従事した場合
- ②被保険者がその教育、訓練または経験により習得した能力に相応する①と異なる業務または職務に従事した場合
- ③被保険者の就業不能の原因となったケガが日癒したと医師の診断に基づき損保ジャパンが認定した日以降
- ④被保険者が死亡した日以降

(※2)直前の年収から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除した額を365で割った額をいいます。

(注)就業不能に対して、保険金をお支払いするべき他の保険契約等がある場合において、保険金をお支払いするべき就業不能期間が重複し、それぞれの保険契約においてお支払いする就業不能期間1日に相当する支払責任額の合計額が平均所得日額を超えるときは、平均所得日額から他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた金額を休業保険金としてお支払いします。ただし、この保険の支払責任額を限度とします。

9 熱中症危険補償特約(オプション)

日射または熱射による身体の障害に対しても、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金、傷害医療費用保険金、休業保険金をお支払いします。

10 入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約(オプション)

入院保険金または通院保険金をお支払いする場合に、保険金のお支払い対象となった期間の最初の14日間^(※)に対して、入院保険金日額または通院保険金日額の2倍の額を、入院保険金または通院保険金としてお支払いします。ただし、同一の事故により入院保険金および通院保険金のいずれもお支払い対象となった場合は、入院保険金を優先し、両方を合算して14日間を限度としてお支払いします。

(※)お支払いの対象となった期間が14日間未満の場合は、お支払いの対象となった期間とします。

11 保険料確定特約(オプション)

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の賃金総額に基づき算出した保険料(確定保険料)をお支払いいただくことで、保険期間終了時における確定精算手続きが不要となります。

- (注1)保険期間途中で本特約の削除、保険金額の増額・減額、補償種類の追加・削除等、ご契約内容の変更はできません。
- (注2)保険期間中の賃金総額が、前年度と比較して減少した場合であっても、確定精算による保険料は返還されません。
- (注3)一度本特約をセットされた場合、以降の継続契約に対しても本特約が継続してセットされ、削除することはできません。
- (注4)ご契約時に「同意書兼申告書」等の確認書類のご提出が必要になります。
- (注5)ご契約時に、企業買収・部門売却が決定されている場合等、前年度の賃金総額が大きく変動する要因がある場合はセットできません。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金 介護保険金 休業保険金	<p>■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産</p> <p>■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>■地震、噴火またはこれらによる津波 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの</p> <p>■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
傷害医療費用 保険金	<p>死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金、休業保険金のお支払いできない事由のほか、次の事由によるものに対しても保険金をお支払いできません。</p> <p>■事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の翌月1日以降の費用</p> <p>■公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により給付の対象となる費用</p> <p>■被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金により負担される費用</p>

ご契約時における注意事項

商品の仕組み

BESTWORKは、傷害総合保険普通保険約款に「就業中のみの危険補償特約」・「役員包括団体傷害保険特約」・「被害事故対象外特約」等をセットしたものです。

- 本プランは、団体契約(5名以上)専用商品です。
- 役員の方を保険の対象にされる場合は、役員の数・職種を確認させていただきます。
- 主な引受対象業種は以下のとおりです。

小売業(SS・コンビニエンスストア・スーパーマーケット等)、卸売業、飲食業(レストラン等)、製造業、運送業、清掃業 など

(注)業種、被保険者の職種級別により、保険料は異なります(ご契約時に職種級別割合を確認させていただきます)。

申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)

- 申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、交通事故傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

死亡保険金受取人の変更について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いください。

※派遣労働者、構内下請負人の方については死亡保険金受取人を特定の方に定めることはできません。

保険料について

- 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください(口座振替でお支払いいただく場合等を除きます)。
- 保険料を領収する前に発生した事故によるケガ・損害については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 分割払の場合
 - ・第1回の分割保険料のお支払いがない場合は、保険金をお支払いしません。
 - ・第2回以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日^(※)までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を経過してもお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月の25日まで延長します。また、所定の払込猶予期間中に分割保険料のお支払いがない場合、または2か月連続して払込期日に分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することがあります。
- (※)口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

補償の重複について

「傷害医療費用保険金支払特約」「休業保険金支払特約」を複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額を確認し、セットの可否をご確認ください。

ご契約後における注意事項

保険証券

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

契約締結後における留意事項

- (1)住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- (2)上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- (3)重大事由による解除
保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、損保ジャパンの定めるところにより、実際の貸金総額により計算した保険料(このご契約の最低保険料に達しない場合はその最低保険料)と既にお支払いいただいた保険料との差額を精算します。

その他の注意事項

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券

の発行、保険金支払その他業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

損保ジャパンの企業向けサービスのご案内

1.「就業規則チェックサービス」

労働基準法はひんぱんに改正されており、就業規則の不備は思わぬ場面で法律違反となってしまうたり労使の重大なトラブルに発展する可能性があります。貴社の就業規則の(写)をお預りして、チェックします。

2.「公的助成金受給可能性診断サービス」

国から支給される補助金・助成金のお手続きをお忘れではありませんか。パートタイマーの雇用や、雇用の創出、労働条件の改善等を実施した場合等、所定の要件を満たせば各種助成金が支給されます。貴社の公的助成金の受給可能性をアンケート形式で診断します。

3.「社労士ネットワークサービス」

会社規程の改訂や公的助成金の受給に関するご相談等、ご要望に応じて提携の社会保険労務士をご紹介します(※初回のみ無料です。社会保険労務士による書類の作成、申請業務等は有料となります。)

4.ビジネスレポート

「業界動向」「財務・税務」「会社規定」「人材育成」等、さまざまなテーマから厳選した約1000種類以上のレポートをご用意しています。貴社経営上の課題から興味に至るまで、幅広いニーズに対応し、スピーディーにご提供します。

<用語のご説明>ここでは、ご契約するときに知っておきたい基本用語を解説します。

契約者(保険契約者)	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなります。
構内下請負人	契約者が業務のために所有もしくは使用する事業場内において、契約者との契約に基づきその契約者の業務に従事する者
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、また往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
派遣労働者	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に定める労働者派遣事業を行うものから派遣され、契約者の指揮または命令を受けてその契約者の業務に従事する者
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
保険金額・保険金日額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券をご確認ください。

事故サポートデスク

【受付時間】 24時間365日
おかけ間違いにご注意ください。

 **0120-727-110**

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

【インターネットアドレス】 <http://www.sonpo.or.jp/>

 **0570-022808** 通話料
有料


ナビダイヤル® PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先

 **株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

(SJ13-50280 2013.08.08) (99OF5185) 201053 Ver.5.00